

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年3月4日 21時15分ごろ
発生場所	茨城県大洗港東南東方沖 大洗港沖防波堤南灯台から真方位112°12海里付近 (概位 北緯36°13.0′ 東経140°49.0′)
事故の概要	漁船第二十二 ^{すわ} 寿和丸は、北進中、また、漁船第三十三 ^{すわ} 寿和丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年8月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十二寿和丸、397トン 143817、株式会社酢屋商店 B 漁船 第三十三寿和丸、355トン 142184、株式会社酢屋商店（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 球状船首に凹損等 B 右舷中央部外板に亀裂を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：波向 東北東、波高 約1.0m
事故の経過	A船は、大中型まき網漁を行う網船の船団で魚群探知及び運搬の業務を行う付属船であり、船長Aほか11人が乗り組み、漁場に向け、福島県いわき市小名浜港を出港した。 船長Aは、南進して大洗港南東方沖の漁場に到着したのち、A船の北方にいた網船の近くに向かうこととし、右転して北進を始めたところ、右転前にA船の右舷船尾方を南進していたB船が、左転して左舷船首方を東進しながらA船に接近していることに気付いたものの、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。 船長Aは、B船がA船の至近となっても避ける様子がなかったので、危険を感じて右舵を取ったが間に合わず、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bほか13人が乗り組み、大中型まき網漁を行う網船の船団で魚群探知及び運搬の業務を行う付属船であり、漁場に向け、小名浜港を出港した。 船長Bは、A船の右舷船尾方を南進して大洗港南東方沖の漁場に到着したのち、魚群探知機で魚群を見つけ、魚群を追って左転して東進

	<p>を始めた。</p> <p>船長Bは、魚群探知機を見ることに集中して同じ針路及び速力で航行を続け、至近となってA船に気付き、左舵を取ったが間に合わず、B船とA船とが衝突した。</p>
分析	<p>A船は、大洗港南東方沖において、北進中、船長Aが、左舷船首方を東進しながら接近しているB船に気付いたものの、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大洗港東南東方沖において、東進中、船長Bが、魚群探知機を見ることに集中して同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、大洗港南東方沖において、A船が北進中、B船が東進中、船長Aが、左舷船首方から東進しながら接近しているB船に気付いたものの、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、魚群探知機を見ることに集中して同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動力船の操船者は、他船と接近している場合、他船が避けると思わず、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 漁船の船長は、魚群探知機を見ることに集中せず、常時、適切な見張りを行うこと。